

滋賀県行政不服審査会全体会の会議概要

滋賀県行政不服審査会条例に基づき、下記のとおり、滋賀県行政不服審査会全体会を開催しました。

今回の会議については、審査請求事件に係る調査審議であるため、非公開として開催しています。会議の概要について、以下のとおり公表します。

■ 名 称

第2回滋賀県行政不服審査会全体会

■ 日 時

令和元年5月27日（月）

午前9時30分から午前11時20分まで

■ 場 所

大津市京町四丁目1-1

県庁北新館3階 多目的室3

■ 出席者

委 員：門脇 宏、佐伯 彰洋（会長）、須藤 陽子、辻 恵子、羽座岡 広宣、山本 久子
（敬称略、五十音順）

事務局：小川室長、秦室長補佐、百田副主幹（県民活動生活課県民情報室）

■ 議 事

生活保護変更決定についての審査請求事件の処理方針の検討

事務局から説明を受け、審議を行った。

■ 問合せ先

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室（担当 百田）

電話 077-528-3121